

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型が利用できる地方公共団体等は、フラット35サイト (www.flat35.com) でご確認いただけます！

地方公共団体と機構が連携

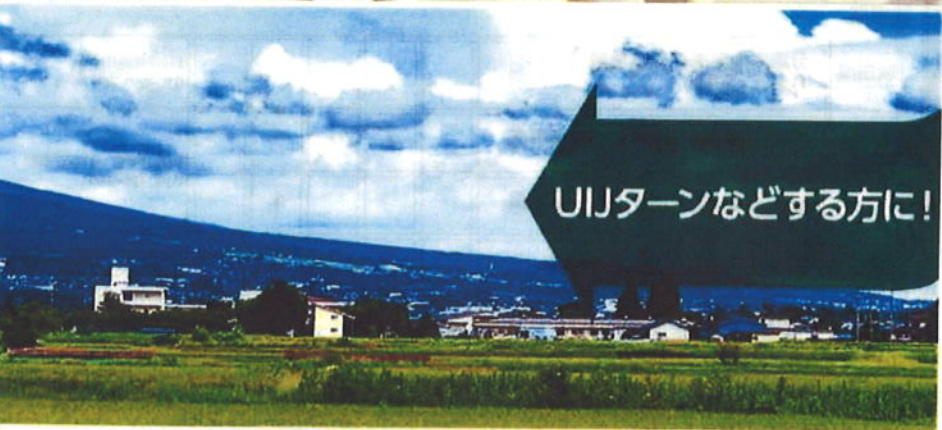
東北6県版

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

子育て支援や地域活性化のために地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付等とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初5年間	【フラット35】の借入金利から 年▲0.25%

【フラット35】Sと併用できます！(併せて当初5年間 年▲0.55%)
 ※【フラット35】S(金利Aプラン)なら、さらに6年目から10年目まで年▲0.3%
(注) 注意事項については中面をご覧ください。



STEP 1
 フラット35サイトより【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の banners をクリック！
 または右のQRコードを読み取り！

STEP 2
 連携する地方公共団体をクリック！

STEP 3
 確認したい地方公共団体名をクリック！

STEP 4
 選択した地方公共団体でのご利用要件や利用申請書式等の詳細が確認できます。

※地方公共団体において、予算金額に達する等により「利用申請書」の受付が締め切られた場合、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、ご利用いただけません。

※地方公共団体の予算枠につきましては、地方公共団体にお問い合わせください。

住宅金融支援機構
 Japan Housing Finance Agency
フラット35サイト
www.flat35.com

お客さまコールセンター
0120-0860-35
 営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
 ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420(通話料金が掛かります。)

平成29年8月1日現在

連携する地方公共団体一覧

平成29年8月1日現在

地方公共団体	地方公共団体の補助事業名	利用できるプラン					地方公共団体お問い合わせ先
		子育て支援型		地域活性化型			
		若年子育て	同居	近居	UDター	IP外済	
青森県							
弘前市	弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金	●			●		建設部建築指導課 0172-40-7053
	弘前市子育て世帯移住促進事業費補助金				○		経営戦略部ひろさき未来創造部研究開発 人口減少対策担当 0172-40-7121
岩手県							
一関市	一関市移住者住宅取得補助金				○		まちづくり推進課いきがいきづくり課 0191-21-8852
住田町	住宅建築事業費補助金	○	○	○	○		建設課 0192-46-2111
宮城県							
白石市	白石市定住者補助金				○		市民経済部企業立地定住促進課 0224-22-1327
大崎市	大崎市住宅新築移住支援事業				○		建設部建築住宅課住宅計画係 0229-23-8057
	大崎市住宅購入移住支援事業				○		
丸森町	しあわせ丸森暮らし応援事業	○			○		子育て定住推進課定住推進班 0224-51-9905
秋田県							
秋田県	分譲宅地等売却促進事業 (Aターン支援)				○		建設部建築住宅課 018-860-2561
横手市	三世代同居等促進住まい支援事業		○	○			総合政策部 経営企画課 0182-35-2164
	移住促進家対策リフォーム事業				●		
北秋田市	北秋田市移住者住宅支援事業				○		建設部都市計画課都市計画住宅係 0186-72-5246
羽後町	羽後町住宅取得奨励金 (Iターン者住宅取得奨励金)				○		企画商工課 0183-62-2111

地方公共団体	地方公共団体の補助事業名	利用できるプラン					地方公共団体お問い合わせ先
		子育て支援型		地域活性化型			
		若年子育て	同居	近居	UDター	IP外済	
山形県							
山形県	山形の家づくり利子補給		○	○			県土整備部建築住宅課 023-630-2649
酒田市	移住定住者住宅支援費補助金				●		企画戦略部研究推進課 移住相談窓口 0234-26-5768
村山市	村山市子育て応援・定住促進事業	○			○		建設課 0237-55-2111
福島県							
福島県	福島県多世代同居・近居推進事業		○	○			土木部建築指導課 024-521-7529

凡例 新築・中古：○、新築：○、中古：●

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット3S】子育て支援型・地域活性化型および【フラット3S】Sは、平成30年3月31日までの申込受付分に適用となります。予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット3Sサイト(www.flat3s.com)でお知らせします。●平成29年10月1日以後申込受付分から、【フラット3S】Sの金利引下げ幅は年々0.25%となります。このため、【フラット3S】子育て支援型・地域活性化型との併用の場合の金利引下げ幅は、当初5年毎年▲0.5%（金利Aプランはさらに6年目から10年目まで年々0.25%）となります。●【フラット3S】子育て支援型・地域活性化型の併用に当たっては、地方公共団体の実施する補助金交付等の対象であることを証明する【フラット3S】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書】の交付を受けることが必要です。●【フラット3S】Sの利用に当たっては、取得対象住宅が省エネルギー性・耐震性・バリアフリー性または耐久性・可塑性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。●このほか、【フラット3S】子育て支援型・地域活性化型および【フラット3S】Sの利用に当たっては、住宅の耐久性等の【フラット3S】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット3Sサイト(www.flat3s.com)をご覧ください。●【フラット3S】子育て支援型と【フラット3S】Sの併用はできません。●【フラット3S】子育て支援型・地域活性化型および【フラット3S】Sは、借換融資には利用できません。